

令和3年第1回川西町 議会定例会会議録

令和3年3月3日 水曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 鈴木浩之君
未来づくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠道準一君
まちづくり課長 奥村正隆君	住民生活課長 佐藤紀子君
福祉介護課長 大滝治則君	健康子育て課長 金子征美君
産業振興課長 井上憲也君	農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君
地域整備課長 奥村邦彦君	会計管理者・税務会計課長 後藤哲雄君
教育総務課長 淀野芳広君	生涯学習課長 安部博之君
農業委員会会長職務代理 大沼藤一君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 1 号)

令和3年3月3日 水曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第24号 川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第 4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 議第17号 川西町公告式条例及び川西町議会事務局設置条例の一部を改正する
条例の設定について

日程第 6 議第19号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第20号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す
る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第21号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第 9 議第22号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第23号 町有財産の無償貸付けについて

- 日程第11 議案の委員会付託
令和3年度施政方針の説明について
- 日程第12 議第18号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第5号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第14 議第6号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第7号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議第8号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議第9号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議第10号 令和3年度川西町一般会計予算
- 日程第19 議第11号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議第12号 令和3年度川西町下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議第13号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第22 議第14号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議第15号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議第16号 令和3年度川西町水道事業会計予算
- 日程第25 発議第3号 誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議について
- 日程第26 請願の付託
請願第1号 川西町中心市街地活性化についての請願
請願第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

令和2年12月28日、米沢市議会議事堂において、置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、専決処分事件の報告、置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事請負契約の締結についての2議案が上程され、原案のとおり承認、可決されました。

令和3年2月10日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、専決処分の承認、令和2年度病院事業会計補正予算(第3号)、令和3年度病院事業会計予算、権利の放棄についての4議案が上程され、それぞれ原案のとおり承認、可決がなされました。

2月18日、山形県自治会館において、山形県町村議会議長会第72回定期総会が開催され、議事において報告事項3件の報告の後、令和3年度事業計画並びに収入支出予算、令和3年度会費分賦収入方法、地方創生のさらなる推進等を要旨とした決議、新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議、豪雪災害に関する特別決議の5議案が上程され、それぞれ可決されました。

同日、同会館において、置賜地方町村議会議長会令和2年度定期総会が開催され、議事において、報告事項2件の報告の後、令和3年度事業計画、令和3年度会計予算、令和3年度負担金分賦及び納入についての3議案が上程され、それぞれ可決されました。

2月25日、米沢市議会議事堂において、置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、令和2年度一般会計補正予算（第4号）、令和2年度消防特別会計補正予算（第2号）、令和3年度一般会計予算、令和3年度ふるさと市町村圏事業費特別会計予算、令和3年度消防特別会計予算の6議案が上程され、それぞれ原案のとおり可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎町村議会広報全国コンクール表彰の報告及び伝達

○議長 次に、町村議会広報全国コンクール表彰の報告及び伝達を行います。

2月18日に開催された山形県町村議会議長会定期総会において、全国町村議会議長会の表彰式が行われ、第35回町村議会広報全国コンクールにおいて、かわにし議会だよりが優良賞に選定されました。

以上、ご報告申し上げます。

については、これより表彰の伝達を行います。栄えある表彰を受けられました広聴広報常任委員会の伊藤寿郎委員長は、議場中央にお進みください。

（表彰状伝達）

○議長 受賞をされました広聴広報常任委員会におかれましては、誠におめでとうございます。今後一層のご活躍をお祈り申し上げます。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 ただいまは、広聴広報常任委員会の皆さんに、全国コンクールの優良賞を受賞されたこと、心からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

私からは、12月からの町政の報告をさせていただきます。

第4回川西町議会定例会が、昨年12月7日から18日までの間、開催されました。

12月21日、第2回川西町介護保険運営協議会を、また、2月16日に、第3回川西町介護保険運営協議会を開催いたしました。協議会では、令和3年度から5年度までの3年間の計画期間とする第8期川西町介護保険事業計画及び第9次川西町高齢者保健福祉計画の策定において、介護をはじめ、保健、医療、福祉など、幅広い分野に関わるご意見を賜りました。

1月10日、川西町中央公民館前駐車場において、令和3年度消防出初め式を開催いたしました。齋藤消防団長以下119名の消防団員並びに置賜広域行政事務組合川西消防署員8名、ほか来賓を含め総勢146名の参加の下、新型コロナウイルス感染を考慮し、式典のみの開催としたところでございます。

1月29日、第1回川西町議会臨時会が開催されました。

2月9日、川西町雪害対策本部を設置いたしました。令和2年12月から、降雪により、12月21日に、雪下ろし中の高齢者死亡事故が1件発生したことから、翌22日に雪害対策連絡会議を設置し、さらに、2月8日に除雪中の死亡事故が発生したことを受け、雪害対策連絡会議から雪害対策本部に移行したものでございます。状況報告を受け、町民への防災行政無線、ホームページ等を活用した注意喚起や除雪支援、見回りによる高齢者支援、空き家における雪害の注意喚起、農業施設、果樹等の雪害防止対策、道路交通の確保等を強化し、雪害事故再発防止に取り組んでおります。

2月15日、川西町新庁舎整備建設工事引渡し式を行いました。新庁舎整備建設工事は、平成31年3月22日に、請負者である殖産・松田・藤島建設共同企業体と契約を締結し、工事期間、準備期間を経て、令和元年6月3日に起工式を行い、新庁舎、車庫、エネルギー棟及び防災倉庫の建設工事を順次進め、本年1月29日に、20か月にわたる工事が完了しました。その後、町の完成検査を経て、去る、2月15日に、新庁舎大会議室で引渡し式を行い、工事請負者から町へ引渡しを受けたところであります。今後は、各種システムの整備や備品の搬入等、準備を着実に進め、5月6日の開庁を目指してまいります。

2月16日、川西町水道委員会を開催いたしました。会議では、令和2年度事業実績及び決算見込み、令和3年度水道事業概要等についてご説明を申し上げます。

2月17日、第2回川西町議会臨時会が開催されました。

また、同日、川西町議会全員協議会が開催されました。

2月22日、小松小学校において、第2回川西町総合教育会議を開催いたしました。6年生の英語授業を参観し、小学校における英語教育の現状について、各委員より感想やご意見をいただいたほか、川西町教育等の振興に関する大綱、アクションプランの進捗状況について

確認をしたところでございます。

2月24日、川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では、令和2年度事業状況及び川西町データヘルス計画の中間評価状況を報告するとともに、令和3年度の事業計画案及び予算案について説明し、専門的見地から種々ご意見を賜りました。

続きまして、入札執行状況についてご報告を申し上げます。

12月24日、工事名、令和2年災第3565号 山口沢川河川災害復旧工事、落札金額、1,727万円、落札者、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽、以下13件について記載のとおり執行いたしましたので、目通しいただきたいと思っております。

以上、町政の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

10番淀 秀夫君、11番高橋輝行君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、お手元に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日3月3日より3月19日までの17日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定いたしました。

◎議第24号 川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長 日程第3、議第24号 川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第24号 川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について提案申し上げます。

提案理由につきましては、固定資産評価審査委員会委員の横山 昇氏が、令和3年3月31日をもって任期満了となるため提案するものでございます。

川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を川西町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、川西町大字中小松3248番地、氏名、渡部秀子、生年月日、昭和27年9月5日。

本日付でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

- 議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 議長 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

- 町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、川西町大字中小松3259番地の3、氏名、金田照子、生年月日、昭和29年9月8日
あります。

本日付でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会
運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、
直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの見解とすることに賛成の方のご起立を
求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの見解とすることに決定いたしました。

◎議第17号 川西町公告式条例及び川西町議会事務局設置条例の一部
を改正する条例の設定について

◎議第19号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例の制定について

◎議第20号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

◎議第21号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第22号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す
る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

◎議第23号 町有財産の無償貸付けについて

○議長 日程第5、議第17号 川西町公告式条例及び川西町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の設定についてから、日程第10、議第23号 町有財産の無償貸付けについてまでの6議案を議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第17号 川西町公告式条例及び川西町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の設定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、掲示場及び議会事務局の位置を変更するため提案するものであります。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第17号 川西町公告式条例及び川西町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、条例の中で、庁舎の住所を定めている条例が2つございます。こちらが、5月6日開庁日に移行することに伴いまして、改正、提案するものでございます。

まず、第1条につきましては、川西町公告式条例の改正でございます。

こちら、現庁舎の住所、「上小松1567番地」を「上小松977番地1」に改めるもの。

第2条につきましては、川西町議会事務局設置条例の一部改正でございます。

こちらにつきましても、「上小松1,567番地」を「上小松977番地1」に改める内容でございます。

施行は、令和3年5月6日でございます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第19号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものでございます。

内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

す。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第19号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正内容につきましては、別紙の概要書に基づきご説明申し上げますので、ご覧願います。

1、改正の趣旨でございますが、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容ですが、まず、(1) 今回の一部改正により雑則に関する規定を追加することから、題名及び第1条の「基準」について「基準等」に改めるものであります。

(2) 利用者虐待防止の推進であります。

介護予防支援事業者に対し、利用者への虐待の発生、またはその再発を防止するための対策の整備を義務づけるものであります。

(3) 情報の収集及び活用と事業の継続的な見直し改善の推進。

事業者に対しまして、介護保険等関連情報を活用した計画の作成や事業の継続的な見直し改善の推進に努めるよう、求めるものであります。

(4) ハラスメント対策の強化。

事業者に対しまして、適切なハラスメント対策を義務づけるものであります。

(5) 業務継続に向けた取組の強化。

事業者に対しまして、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる計画の策定、研修及び訓練の実施等を義務づけるものであります。

(6) 感染症対策の強化。

事業者に対しまして、感染症の発生及び蔓延等に関する取組として、委員会等の開催等の対策の実施を義務づけるものであります。

(7) 運用規程等に係る負担軽減。

事業者における運営規程等の重要事項につきまして、掲示による対応を閲覧に代えることを可能とするものであります。

(8) 電磁的記録等の活用推進。

①事業者に対しまして、諸記録の保存、交付等について、電磁的記録による対応を可能と

するものであります。

②としまして、事業者に対し、書面で行う利用者等への説明、同意等について、電磁的な方法による対応を可能とするものであります。

裏面に移らせていただきます。

3、施行期日等でございますが、(1)としまして、令和3年4月1日から施行するものであります。

(2)としまして、改正の内容中、(2)の虐待防止、(5)の業務継続の取組及び(6)の感染症対策につきましては、令和6年3月31日までの間は努力義務とするものであります。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第20号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第20号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正内容につきましては、別紙の概要書に基づき説明申し上げますので、ご覧願います。

1の改正の趣旨でございますが、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容でございますが、なお、さきにご説明した議案と同様の改正内容につきましては、項目のみのご説明とさせていただきたいと思っております。

(1) 利用者虐待防止の推進。

(2) 情報の収集及び活用と事業の継続的な見直し改善の推進。

(3) ハラスメント対策の強化。

(4) 業務継続に向けた取組の強化。

(5) 感染症対策の強化。

(6) 運用規程等に係る負担軽減。

(7) オペレーター設置基準の緩和。

オペレーターにつきましては、併設施設や夜間対応型訪問介護職員等と兼務できることとするものであります。

(8) 認知症介護基礎研修受講の義務づけ。

事業者に対しまして、医療や福祉関係の資格を持っていない職員について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけるものであります。

(9) 災害に対する地域との連携強化。

事業者に対しまして、避難訓練等の実施に当たりまして、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めるよう求めるものであります。

裏面に移らせていただいております。

(10) 定員等における対応の柔軟化。

指定小規模多機能型居宅介護事業者に対しまして、地域の実情により、事業所の効率的運営に必要な場合には、一定の条件を満たすことで、登録定員及び利用定員を超えることを可能とするものであります。

(11) ユニット数の弾力化。

指定認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数について、「原則1又は2」から「3以下」へ弾力化を図るものであります。

(12) 外部評価の見直し。

指定認知症対応型共同生活介護事業所について、既存の外部評価と運営推進会議のいずれかから外部評価を受けることとするものであります。

(13) 栄養ケア・マネジメントの充実。

指定地域密着型介護老人福祉施設の従業員につきましては、現行の栄養士に加えまして、管理栄養士の配置を位置づけるとともに、入所者の栄養管理を計画的に行うことを義務づけるものであります。

(14) 口腔衛生管理体制の強化。

指定地域密着型介護老人福祉施設に対しまして、口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを義務づけるものであります。

(15) 電磁的記録等の活用推進であります。

3、施行期日等でございます。

(1) としまして、令和3年4月1日から施行するものであります。

(2) としまして、改正の内容中、(1)の虐待防止、(4)の業務継続の取組、(5)の感染症対策、(8)認知症介護基礎研修受講の義務づけ、(13)の栄養ケア・マネジメント及び(14)の口腔衛生管理については、令和6年3月31日までの間は努力義務とするものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第21号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第21号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正内容につきましては、別紙の概要書に基づきご説明申し上げますので、ご覧願います。

1、改正の趣旨でございます。

国の指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容になります。

なお、さきの2本の議案と同様の改正の内容となっておりますので、項目のみご説明申し上げます。

(1) 利用者虐待防止の推進。

(2) 情報の収集及び活用と事業の継続的な見直し改善の推進。

(3) 認知症介護基礎研修受講の義務づけ。

- (4) ハラスメント対策の強化。
- (5) 業務継続に向けた取組の強化。
- (6) 災害に対する地域との連携強化。
- (7) 感染症対策の強化。
- (8) 運用規程等に係る負担軽減。

裏面に移らせていただきます。

- (9) 定員等における対応の柔軟化。
- (10) 外部評価の見直し。
- (11) 電磁的記録等の活用推進となります。

3、施行期日等でございます。

(1) としまして、令和3年4月1日から施行するものであります。

(2) としまして、改正の内容中、(1)の虐待防止、(3)の認知症介護基礎研修受講、(5)の業務継続の取組、及び(7)の感染症対策につきましては、令和6年3月31日までの間は努力義務とするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第22号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第22号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正内容につきましては、別紙の概要書に基づきご説明申し上げますので、ご覧願います。

1の改正の趣旨でございます。

国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

2の改正の内容になります。

なお、この一部改正につきましても、さきと同様の内容につきましては、項目のみの説明

とさせていただきます。

- (1) 利用者虐待防止の推進。
- (2) 情報の収集、活用と事業の継続的な見直し改善の推進。
- (3) 管理者の要件緩和。

こちらにつきましては、指定居宅介護支援事業所の管理者の要件について、主任介護支援専門員としておりますが、やむを得ない理由等がある場合は、介護支援専門員も可能とするものであります。

- (4) 感染症対策の強化。
- (5) 点検及び検証の仕組みの構築。

こちらにつきましては、事業者が作成したケアプランについて、事業所単位で抽出するなどの点検及び検証の仕組みを導入するものであります。

- (6) 業務継続に向けた取組の強化。
- (7) 電磁的記録等の活用推進。

以上となります。

3、施行期日等でございます。

- (1) 令和3年4月1日から施行するものであります。

裏面にお移り願います。

(2) としまして、改正の内容中、(1)の虐待防止、(4)の感染症対策及び(6)の業務継続の取組につきましては、令和6年3月31日までの間は努力義務とするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第23号 町有財産の無償貸付けについて提案申し上げます。

提案理由につきましては、社会福祉法人山形県社会福祉事業団に対して町有財産を無償で貸し付けるため、提案するものであります。

内容につきましては、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第23号 町有財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。

町有財産を下記のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記。

1、貸付けの目的。社会福祉法人山形県社会福祉事業団が経営する地域福祉を支援する拠点施設等とするためであります。

2、貸付けの期間。令和3年4月1日から令和28年3月31日までとし、期間満了日の3か月前までに、貸主または借主のいずれかからも解約の申出がないときは、毎年更新とするものであります。

3の貸付け物件。こちらは、旧高山小学校の敷地と建物の全てとなります。

(1) 土地になります。川西町大字高山字中里東1114番2の1,734平方メートル、字中里西1133番3、4,770平方メートル、字中里東1913番、6,409平方メートル、3筆合計しまして1万2,913平方メートルとなります。

(2) の建物になります。校舎、鉄筋コンクリート造3階建て、2,110平方メートル、屋内運動場、鉄筋コンクリート造、825平方メートル、プール専用附属室、木造で48平方メートル、物置、木造で25平方メートル、建物合計しまして3,008平方メートルとなります。

4、貸付けの相手方ですが、山形市宮町一丁目3番36号、社会福祉法人 山形県社会福祉事業団、理事長飛塚典子となります。

令和3年3月3日付提出、町長名でございます。

あと、附属資料としまして、すみません。旧高山小学校の位置図と、裏面になりますが、配置図を配付させていただいております。なお、配置図の薄い網掛けの部分が敷地となっております。また、黒塗りの部分が建物となっております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

11番高橋輝行君。

○11番 何点かお伺いしたいと思います。

まず、介護関係の、るる何本かの、何本って、1、2、3、4本ですか、説明がございました。これは説明のとおり、上位法の改正に伴う条例の改正ということになるわけでありまして、町独自の内容についてはほとんどない内容でありますので、そういう意味では理解を

いたすわけでありませぬ。

その中でお尋ねしたいですけれども、今の社会情勢の中の、コロナ禍というかコロナの関係の対策と思われませぬこの感染症の関係の項目が、その内容なのかなというふうに理解をするわけでありませぬが、そういう理解でいいの、ひとつお尋ねを申し上げたい。

2つ目は、虐待関係でありますけれども、これは介護関係に限ったことではありませぬけれども、今、提案の内容について、ここに、具体的に上位法を改正して上がってくるということは、深刻な社会情勢になっておるといふふうに、それらを踏まえての改正かというように思われませぬが、新聞等で見ると限りの情報でありますけれども、後で議長からありましたとおり、分科会等でいろいろ説明があると思われませぬが、虐待については深刻な問題だという認識から、こういう改正という理解でいいのかという話になるわけですが、これもちょっと説明の中で若干お伺いをしておきたい。

3つ目でありませぬけれども、押しなべて、ハラスメントの対策強化という内容がございませぬ。

私自身、非常に声が大きい。これは、議員であるという強い認識と申せませぬか、そういう中で物をはっきり言うという、こういう訓練が出ておりました、どうしても政治家は、特に語尾、やるのかやらないのか、あるいはどうなのかというようなことが、常に過剰な部分があり過ぎるといふ、女房からも言われるわけですが、そういうような一つの例です、ハラスメント。

今度、相手に対しても、聞きようによっては、ちょっと荒っぽい表現ですが、けれども恫喝かと、強すぎるんでないかと、いやいやいや、俺は注意したんだと、どうなんだと。声が大きい、語尾が強過ぎる、表現がなかなか、相手によっては、厳しいと、厳しすぎるというように、何を申し上げたいかと、町長ですよ、町長。

過日、一つの例ですが、あの大雪の中に、今の現状の駐車場は狭いと、ダンプで排雪が必要だと、結果的にしていただいたわけですが、なかなか担当に2回、3回と申し上げても、金がないということなのか、進まないものですから、ちょっと大きい声になったわけですが、一つの例ですよ。

町長いるかということ、お客さん来ているというけれども、いやいやいや、すぐ、ちょっと現状を見てくれということ、来ていただいたと。そうしたら、原田町長が、「高橋議員、あなた声が大きい」と。外ですから雪も降っておったし、ちょっとお客さん、いるということだから、抜けてきていただいているわけですから、私は少し大き過ぎたと思われませぬ。しか

し、理解していただくために声も大きくなりましたし。

そういうような、何を申し上げたいかです。ハラスメントというのは、どの程度までなのかという、お互いに言葉だけでなく、これを機会に私も含めてです、議会も含めて、あるいは町民も含めて、あるいは職員も、町長ご自身もです。私、「あなた、高橋議員はハラスメントだ」と、こう言うんです。ああ、なるほどそう言われるのかなと。ところが、そういう言葉を言われれば、今の時代、萎縮してしまうんです。

私、何を申し上げたいかと言いますと、大滝課長、上位法改正での説明は分かりましたけれども、これを機会に、私も含めハラスメント、パワハラという言葉もありますけれども、提案の内容はハラスメントですからね。このことを勉強するというか、検証をするというか、どうもその言葉が独り歩きしちゃって、虐待も同じです、課長。どこまでが虐待なのかということです。これ、なかなか大変だと思うんです。

ですから、そういう意味で、上位法改正だからという、ただ単に説明だけでなく、この現場なりそういうものを、民間の施設もあるわけでありまして。あるいは、町内だけでなく、現に身内の者が町外の施設でお世話になっているということもあるわけで、この辺を、簡明におっしゃいますけれども、そういうようなハラスメント。

私、原田町長に言われたんです。「あんた、ハラスメントだ」と、「おかしいこと言うな」、町長にですよ、これ。天下の町長にハラスメントだなんて言われれば、「何言ってんだ」なんていうような、それは私ぐらいですよ。ですから、いわゆる尺度、物差しというものを持っているんです、私。町長に言われたことを何か言っているんじゃないかと、別な機会でもまたあります、そのことはね、究明しますけれども。

今、そのハラスメント、この基準というなかなか微妙な部分の、いわゆるグレーゾーンというか、なかなかちゃんとしたものでないと思いますが、この辺は課長ですが、何かひとつ、そういう勉強されるセッティングなどをお考えいただければというように思うんですが、まず事務方はどういうふう考えているのか、この改正条項を説明しただけでなくて、これを実施して実践していくという場合の対策、方策をどういうふう考えているんだということを、まず大滝課長にお聞きして、そして、町長です。簡単でいいですよ。私、あなたに言われたわけですから、その中でのハラスメントの定義を、原田町長ご自身に、この議会壇上で伺いしておきたいです。

以上であります。

それから、もう一つ、無償貸与の問題ですけれども、これは、相手が事業団ということで

ありますから、問題、心配はないでしょうね。

過日、申し上げたような、町内に1か所受皿が出ているようですし、町の中に、北条文花堂さんの脇の山交さんの土地ですか、似たようなものが出ておまして、大変そういう意味では見ておるわけですが、さらに、この事業団が、学校を丸ごと借りていただくということだから、誰かいないかという心配をしているやさきに、私は、ウエルカム、歓迎すべきものだと思います。

そこでお尋ねしたいんですけれども、体育館の屋根、真っ赤っかの赤さびでしょう。過日の一般質問でも、どうなっているんだというふうにお聞きしたところ、ざっと改修してやる場合は、私の自分の家の車庫の上で赤さびになったから、上から新しく貼るといような仕掛けで、私、やっているところもあるんですけれども、そんなわけいかないと。全部改修して、あの当時、2,000万というお話だったと思うんですが、仮にその数字があるとすれば、そういうものも承知の前で、この事業団のあれでは借りるわけですから、当然、時間の問題で私は無理だと思うんです。そういうものも、この事業団のほうでやってくれるということになるわけですね。

この辺をちょっと私は、ただで貸すはいいけれども、借りるほうの立場になった場合に、その心配を過日も申し上げましたけれども、今度はちゃんとした提案でありますから、議案でありますから、この議会壇上で確認をしておきたいということでもあります。

そしてまた、高山小学校だから高山という説明が主体のようでありますけれども、町の財産でありますからね。そういうところの説明というものはどういうふうにしてきたのかと、ちょっとお聞きしたい。

ちょっとどころじゃないです、町の財産ですからね。地元で説明したからと、今度は東沢だから東沢だということではいけないわけでありまして、町の財産だという認識は、町長はお持ちだと思いますけれども、この辺は、事務方だけでなくて責任者である原田町長、あなたからお聞きしたいと。

何点かあります。議長、お願いします。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 ただいまご質問いただいた、まず感染症対策につきましては、現在、やはりコロナ感染症の感染拡大で、介護事業所の中でも実際行っている部分であり、現在につきましては、感染症対策について、かかり増し経費については、国元で調整が進められておるのであり。

はい。現在も、コロナの対策として行っている部分を、具体的に義務化する内容となっております。

また、虐待やハラスメントにつきましては、全国的な課題として、今回、義務づけが整備されたものと理解しております。

なお、町内の高齢者の虐待につきましては、年、数件ほどは、確かに、こちらでも把握しているものがございますが、施設なり事業者からの虐待というのは行われていないという状況でございます。

また、ハラスメントにつきましては、町のほうで、事業者内での状況については把握していない状況となっておりますが、今後、義務化をお願いするわけでございますので、町内の事業所、指定の事業所と協議をしながら、実施に向け、進めていきたいというふうに考えております。

また、旧高山小学校の無償貸与に関してですけれども、山形県社会福祉事業団からは、事業の実施に併せた改修を、その都度行っていきたいということでは伺っております。ただ、体育館の屋根の修繕について、具体的なところまでのお話にはなっておりません。現状では、以上のような形になっております。

また、今までその利活用に関する説明につきましては、やはり地元である高山地区、また地元自治会を中心に進めておりますが、今後、町報等を活用しまして、利活用について、町内の皆様にご報告できるような形を取っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ハラスメントにつきましては様々な種類がございまして、当事者が不快に思ったり、不安に思ったり、精神的なダメージを受けること自体が、訴えられればハラスメントということになります。

そういった様々なハラスメントが、今、社会的にもクローズされておりますので、それを踏まえた改正ということでご理解賜りたいと思います。

無償貸与の件につきましては、議会のほうにご説明を申し上げてまいりましたので、町の財産として、有効に活用できる団体が名乗りを上げていただいたということで、このことについても議会に報告をさせていただいてまいりました。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 課長、だから、あれなの。ハラスメントとか介護関係の条例の説明の所管課であり

ますから、副町長ね、副町長、大滝課長の所管である提案の内容ですから、答弁は、これは大滝課長でいいわけなんですけれども、今、議長からありましたとおり、この提案も主に、私は、いわゆる広い範囲の中で、介護に関わるものだけでなくというお話を申し上げているわけなので、いずれの機会を捉えてひとつ検討をしていきたい。

それから、原田町長も、今は虐待の関係を申し上げましたね、ハラスメントを申し上げました。原田町長に、重ねてハラスメントのことをお聞きしたいんですけれども、何ですか、その様々な種類があると。ここで、今、総括ですから、その種類を言えなんていったって、なかなか言われても、精査をするにも時間がかかるわけで、総括ですからね。

しかし、様々な種類があるでしょう。だから、私は、町長、様々な、こうして見られるのもハラスメントですよ、私から言わせれば、でしょ。議員がですよ、町民を代表してあなたを見ながら話をしているのに、視線をそらすということを、あなたが今言った訴えるという、訴えるというのは裁判ですか、ハラスメント。

やっぱり真剣にものを聞くという、ここから議論というものが出てくるというようなものです。気に食わない場合は視線をそらすと、これではいただけませんよ。お願いしますよ、17日間ありますからね。

それで、様々な種類、こういうことですよ。こういうものを、総務課長も副町長です。ここを、ひとつ精査しながらやっていきたいと思いますよ、こういうことを検討していただきたいと、やわらかく、声は大きいですがけれども大変真面目な提案ですよ。それをお願いしているんですけれども、お答えがない、再度お尋ねします。

原田さんも小さい声で言ったけれども、訴えられればハラスメントだと。そうすると、のべつ幕なし訴えられればハラスメント、こういうことなんですか。だから、そういうことも含めて、お互いに共通の理解というものがないと社会というものは成り立たないでしょう。

だから、そこの枠組みを研究して、お互いに勉強しましょうという提案をしているんです。そのことに、あなた、何も答えていない、これではいただけませんよ。再度質問します。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 本庁といたしますか、職員も含めてハラスメントの研修会なども実施させていただいておりますので、そういった情報なども議会のほうに提供をさせていただきながら、ハラスメント、今回の改正内容、こういった形で様々なハラスメントがあるという報告を指導いただいておりますので、情報提供をさせていただきながら、より深くご理解いただきたいと思います。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 私が言っているのは、情報提供もありがたいんですけども、お互いに毎日の生活をしているわけでしょう。家庭の中にあっても、これね、でしょう。第三者に対してだけでなく、うちの中でも女房に対して、あるいは子供に対して、孫に対してありますよ、でしょう。

ですから、何かちょっとあなた、あれだよ。必要でないものは説明は長いけれども、本当に大事なものを、真剣に向き合うという姿勢が見えませんよ、原田さん。

ですから、ぜひ職員についても、あなたのおつむの中にあるハラスメントでは駄目だということなんですよ、私、言っているのは。既に、そこでハラスメントなんです。私はと言われてたならば、あなた、法律受けている。私はとか、こうでは駄目だということに思うんです。こういう声大きいのも既にハラスメントかな、訴えられれば。

だけど、大事なことなので、再度あなたに質問しているわけですけども、職員のことのみならず、職員のことを言っているわけではなくてでしょう。この提案した条例は、広く町民、あるいは施設、対象者が職員だけじゃないでしょう。我々も、いわゆる関係者になるわけです、家族でもなります。そういう中で、町民挙げてこの理解をして、そして、安全・安心な社会、これを目指すというのがこの未来でしょう、どうなの、違う。

ですから、繰り返しになりますが、ハラスメントの何となくということからお互いに理解をしていく、そういうような、ひとつ施策を考えていただきたいという提案であります、どうですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ご意見いただきました議員活動も含めてですけども、やはり良好な人間関係で互いに信頼を深めて、明るい社会をつくっていくという目的に沿った形で、様々な課題を共通理解、立つべきだというふうに思いますので、審議中の中に丁寧な説明をさせていただきながら、ごく理解を賜り、また条項だけではなくて、その中に意図されているものが、町民の皆さんに伝わるようなことも含めて検討していかなきゃいけないと思いますので、議員のご提案を十分踏まえた形で審査いただくよう、準備していきたいと思っております。

○議長 ほかに。

○11番 高山の。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 高山小学校については、先ほど答弁申し上げましたけれども、利活用について様々な

検討をしながら、内容について、議会のほうに報告をさせていただいてまいりました。

その中で、社会福祉事業団が名乗りを上げていただきまして、今日、活用をしていただけるということになりましたので、12月定例議会中にもご報告を申し上げさせていただいておりますので、町民の皆さんにもご理解いただいているものと考えております。

○11番 全然答えになっていないよ。

前のところはそのままで、相手がしてくれるのかという、そういうことを明確に全然なっていないよ。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 社会福祉事業団につきましては、現在の旧高山小学校の状況等、屋根など、大分さびなど出ている状況ですが、そういったところを確認していただき、現状のままでの利用ということでご理解をいただいております。

修繕につきましては、今後の事業展開に併せ、順次、事業団で修繕を行いながら事業を行うということでお聞きしております。

以上になります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

○11番 議長、ちょっと議事進行の発言させてください。

○議長 暫時休憩します。

(午前10時39分)

○議長 会議を再開いたします。

(午前10時42分)

○議長 ほかに。

(なし)

◎議案の委員会付託

○議長 日程第11、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第5、議第17

号 川西町公告式条例及び川西町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の設定についてから、日程第10、議第23号 町有財産の無償貸付けについてまでの6議案を内容審査のため、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前11時ちょうどといたします。

(午前10時44分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◎令和3年度施政方針の説明について

○議長 令和3年度施政方針の説明について、町長より説明を求めます。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 夢と愛を未来につなぐまちを目指して。

初めに、令和3年第1回川西町議会定例会が開催されるに当たり、令和3年度の町政運営に臨む基本的な考え方と施策の大要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今冬は3年振りの大雪となり、また、雪の事故により2名の尊い人命を失うなど大きな犠牲が発生しました。2件とも、豪雪地帯ならではの痛ましい事故であり、犠牲になられた方々に心から哀悼の誠をささげます。

さて、昨年は年初めに、新型コロナウイルス感染症が公表されました。3月には、世界保健機関事務局長が、世界中で感染拡大する新型コロナウイルスについて、「パンデミックとみなすことができる」と表明、感染者数は1億人を超え、なお拡大しております。

日本においても、昨年1月から感染が広がり、2月には、政府の新型コロナウイルス感染

症対策本部から感染予防のため不要不急の行動の自粛が要請され、学校の休校措置など、社会生活、経済活動に大きな制約が加えられました。さらに、4月7日には、東京など7都府県に緊急事態宣言を発令し、16日には全国に拡大、人と人の接触を極力控えるとし、テレワークや営業自粛、各種イベントや会合の中止、休校措置の継続や新しい生活様式など感染予防対策が強化されました。2020東京オリンピック・パラリンピック大会の開催延期も歴史に残る出来事でした。

宣言は、感染者数が低下し、5月25日、全面解除されたものの完全な感染収束には至らず、経済活動の拡大に併せ第2波、第3波の感染拡大が出現し、12月以降、医療、福祉、保健所など感染対策の現場は、非常に厳しい状況となりました。

この感染拡大を受け、政府は、今年1月7日、1都3県に緊急事態宣言を発令、さらに14日、2府5県は、緊急事態宣言区域が広がるなど、全国的に感染収束に向けた取組が強化されました。比較的に感染が落ち着いていた本町においても、1月末から11名の感染者が報告されましたが、皆さん、回復されるとともに、置賜保健所の的確な指導と関係者のご協力により収束を見ることができました。改めて感染防止の行動を呼びかけてまいります。

一方、長引くコロナ禍の影響により地域経済は、飲食、宿泊、輸送や小売りなど、なお一層厳しい状態となりました。また、農業や酒造など製造業にも影響は拡大しております。町は、国の数次にわたる補正予算を最大限活用し、感染予防対策や経済対策を実施してきましたが、ポストコロナに向け、引き続き対策を構築していかなければなりません。

2月14日、待望の新型コロナウイルスワクチンが厚労省より認可され、医療関係者から接種が始まりました。ワクチン接種により抗体が獲得されれば、大流行を防ぐことができると言われておりますので、国・県の指導の下、確実に、そして速やかに接種ができるよう準備を進めてまいります。

このように、令和2年度は、新型コロナウイルスという脅威に世界中の人々がさらされ、社会経済活動が大きな打撃を受けました。この現実を受けとめながら、新しい生活様式の実践やワクチン接種の確実な実施により、コロナ禍を克服できる明るい期待が見えてきました。令和3年度は、ウィズコロナ、ポストコロナの取組により、感染症克服の1年にしていかなければならないと考えております。

1、令和3年度町政の運営方針。

全世界が直面する新型コロナウイルス感染の克服が最重要課題となります。ワクチン接種の有効性が明らかとなり、国民に対し、計画どおり接種されることが重要であります。本町

においても、南陽東置賜医師会の協力を得ながら、集団接種会場を整備し、接種体制を整えてまいります。

一方、ワクチン接種の有効性を高めるには、感染者を減少させることが大切でありますので、引き続き、手洗い、手指消毒、マスク着用、3密防止と換気の新しい生活様式への取組を啓発してまいります。併せて、地域経済の底上げを図るため、地域経済活性化の支援に取り組んでまいります。

平成28年度から取り組んできた新庁舎の整備建設工事が1月末完成、大雪の影響がある中、外構工事が進められております。現庁舎の閉庁を4月30日、5月6日の新庁舎開庁が無事実施できるよう、全職員一丸となって準備に取り組んでまいります。

昭和34年以来、62年の長きにわたり、町民に親しまれ愛されてきた現庁舎に幕を閉じることとは感慨深いものがありますが、最大限の感謝の気持ちをささげ、その日を迎えたいと思います。

令和3年度は、新庁舎開庁という記念すべき年となります。開庁により、今まで5か所に分散していた役場機能が統合され、併せて組織機構も再編しましたので、町民サービスの向上と働き方の改善が図られるものと考えております。今後とも町民生活安定のため、利用しやすく信頼される役場に発展させてまいります。

令和3年度は、かわにし未来ビジョン後期基本計画の1年目となり、前期計画からの継続事業を推進するとともに、新たな視点で後期計画に着手してまいります。本計画は、第2期川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定しており、人口減少を克服し、本町の持続的な発展を目指してまいります。

また、新たな視点として、国連で採択された持続可能な開発目標SDGsに取り組み、誰一人取り残さない社会を目指してまいります。食料生産の基地であり、人情味にあふれ、自然豊かなこの町に、誰もが愛着を持ち、住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

地方創生総合戦略のリーディングプロジェクトに掲げるメディカルタウン整備を推進してまいります。公立置賜総合病院を核として、国から公表された梨郷道路の令和5年度開通をチャンスに捉え、置賜の東西を結節させる地理的優位性と本町最大の強みを生かしてまいります。

昨年3月にまとめられた現庁舎跡地利活用方針に基づき、利活用の基本的な計画をまとめた川西町地域振興拠点施設整備基本計画を策定し、その具現化に取り組んでまいります。

町内の事業者を引き続き支援するとともに、起業支援、誘致など、雇用の創出による地域

経済活性化に取り組みます。多様な交流、人材育成に取り組み、関係人口の拡大とともに移住定住の促進を図ります。

本町の高齢化率は38%と、人口の3分の1が高齢者となります。今後、ますます高齢社会が進みますが、いつまでも元気に能力を発揮し、地域の活力を守るため、町民総活躍プロジェクトを推進します。

男女の性差を超え、互いにその能力を発揮し、まちづくりの発展を目指す、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

近年、大地震、暴風や集中豪雨が多発し、経験したことのない大災害が頻発しています。町道、河川整備など災害に負けない備えを充実させ、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

これまで実施してきた事業は、その年度ごと評価・検討し、次年度に生かしてきました。今後とも、継続して行財政改革に取り組みながら、限られた予算、人員で最大のサービスが提供できるよう改善してまいります。

これらが主要な運営方針ですが、本町は、まちづくり基本条例に基づき協働のまちづくりを推進し、地域づくりは他から高い評価を受けてまいりました。

令和3年度から新たな指定管理期間に入る各地区交流センターの運営組織と連携し、地域課題の解決に向け、協働から共創のまちづくりへ地域づくりが発展できるよう支援してまいります。今後とも、まちづくりは地域づくり、ひとづくりを念頭に町政運営に当たってまいります。

2、令和3年度予算編成方針と概要。

令和3年度の国の地方財政計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方が地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和2年度地方財政計画の水準を確保することを基本に、地方財政措置を講ずることとされています。

本町の財政状況は、人件費や公債費、扶助費を含めた義務的経費は依然として高水準にあります。一方、最大財源である地方交付税は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税等が減少することや社会保障関係費の伸びなどで自治体の財政需要が膨らむため、全国規模総額5.1%増額となる見込みではありますが、令和2年度国勢調査人口の減少により、大きな伸びは期待できないものと考えております。また、各種基金残高が乏しく、厳しい財政

状況にあります。このため、中長期的な財政見通しの下、行財政改革に取り組みながら、町財政の健全な運営が求められていると認識しております。

令和3年度の予算編成に当たりましては、このような状況を踏まえながら、メディカルタウン整備をはじめとするかわにし未来ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げたプロジェクトの着実な推進、町の政策的な課題や重要事業などを最大限盛り込むよう努力いたしました。この結果、一般会計の歳入歳出総額は112億2,600万円で、前年度に比べ6.5%の減となる予算規模となりました。なお、特別会計を含めた普通会計の総予算額は157億5,909万円で、前年度比4.3%減の7億1,379万円の減となりました。

3、分野別の重点施策。

令和3年度は、かわにし未来ビジョンの後期基本計画スタートの年となります。

予算案に計上いたしました主な施策について、かわにし未来ビジョンの分野別目標ごとに申し上げます。

「集まる」まちをつくる。

住む人が自分たちの地域に誇りを持ち、訪れる人が本町の魅力に憧れを抱く、人と魅力が集まるまちを目指してまいります。

まちづくりを支える人材の育成については、各地区交流センターと連携し、町民が主体的に実践する地域活動を支援し、地域づくりの担い手として、意欲的な人材を発掘・育成してまいります。

また、地域おこし協力隊制度を活用し、町や地域の課題解決に必要な人材を受け入れ、任期終了後の起業や就業、定住を見据え、まちづくりの担い手として支援してまいります。

移住定住施策については、集落定住支援員を配置し、空き家バンクの利活用を推進するとともに、やまがた里の暮らし推進機構と連携し、移住相談機能の充実や移住フェア等への出展、SNSなどを通じた情報の受発信を進めてまいります。加えて、県と連携し、県外から町内に移住した世帯に対し「食」の支援を行うほか、東京圏から移住して就業または起業した者に対し、移住支援金を給付するなど、移住定住を推進してまいります。

人をつなげる交流の促進については、全国川西会議、東京都町田市などの自治体間交流や、本町出身の本間喜一氏が開校に尽力された愛知大学との交流を深め、食農環境を学ぶ学生の実践教育の場として、本町や近隣市町等の協力の下、実習受け入れの支援を行うほか、町の魅力や暮らしを体験するツアー等、多様な交流事業を通して川西ファンを獲得し、関係人口の拡大を図ってまいります。

また、ふるさと納税については、ポータルサイトを充実させ、積極的なPRを行い、返礼品の増による地域経済活性化と関係人口の拡大につなげてまいります。

子育て環境の充実については、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援・相談体制を図る子育て世代包括支援センターを運営してまいります。

また、第2期川西町子ども・子育て支援事業計画に基づき、町立の認可保育所及び幼稚園の運営のほか、私立の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業施設、病児保育事業や障害児の受入れ施設に対する支援を継続して行ってまいります。加えて、放課後児童クラブ等の運営支援や子育て支援センターの運営充実、子育て援助活動支援を調整するファミリー・サポート・センターの充実を図り、子育て世代が安心して子育てできる環境を整えてまいります。

さらに、高校3年生相当までの医療費無償化や不妊治療に対する助成、児童手当や独り親家庭への手当支給などの支援を継続して実施してまいります。

心と体の健康づくりの推進については、町民自ら生活習慣や運動、食生活などの改善を促進するため、関係機関、事業所等の協力の下、魅力ある事業を展開し、健康寿命延伸を目指してまいります。また、糖尿病、高血圧による慢性腎臓病予防について、医療機関など多職種連携による保健指導を実施してまいります。

地域医療の充実において、公立置賜総合病院は平成12年開院以来、高度医療及び急性期医療を提供する地域の中核医療施設として、充実、発展してきました。また、公立置賜川西診療所はそのサテライト施設として、総合病院と連携した一次医療の提供をしており、町は企業団の構成団体として運営等に参画し、町民が安心できる医療の充実に努めてまいります。

国民健康保険については、国民健康保険制度が県単位で運営され、基盤が強化されました。今後とも、持続可能な社会保障制度として町民が安心して医療を受けることができるよう、適正運営を図ってまいります。

地域福祉の推進については、地域が抱える様々な課題について、民生委員児童委員や川西町社会福祉協議会などと連携し、みんなで話し合い、お互いの支え合いによって解決する地域共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。

高齢者福祉の推進については、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域で支え合う居場所の創出、介護予防、切れ目のない医療と介護の提供、日常生活の支援に取り組んでまいります。

障害者（児）福祉の推進については、差別の解消や合理的配慮について普及啓発に取り組

むとともに、障害者が地域において自分らしい生活が営めるよう、生活支援体制の充実に取り組んでまいります。

児童・生徒の学ぶ力の育成については、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、児童・生徒の学ぶ意欲を高め、確かな学力が身につく指導を展開するため、学校教育研修所を通して授業改善及び指導力の向上を図ってまいります。また、個別指導を要する児童・生徒に対し、学習援助と家庭学習の習慣化に向け、放課後学習支援員を引き続き配置してまいります。

小学校での英語の教科化に伴い、ALTを引き続き複数配置するとともに、中学3年生を対象に英語検定3級以上の検定料の補助を継続するほか、中学1年生に対し補助を拡充し、児童・生徒の英語学力向上を図ってまいります。

健やかに育む教育環境の充実については、児童・生徒1人1台のパソコンを整備し、情報化に対応した学習を進めるとともに、引き続き部活動指導員を配置し、教職員の負担軽減を図ってまいります。

また、中学3年生を対象に、郷土への愛着心と社会性を身につけさせるため、フルコースマナー講習を継続するほか、社会問題であるいじめ対策は、いじめ問題対策連絡協議会において関係機関が連携し、いじめの未然防止とスピード感のある対応を図ってまいります。

地域・家庭・学校が連携した教育の推進については、地域に開かれた学校運営、地域とともにある学校づくりを進めるため、全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、地域学校協働本部とともに連携しながら、子供たちの社会力、地域の教育力の向上を図ってまいります。

心を豊かにする学びの創造については、第3次生涯学習推進計画の「一人一人が輝き つながる 未来共創 川西人」を基本理念に「ひとづくり」に資する事業を推進し、学びを通じて、一人一人が輝きを放つ川西人（かわにしびと）の創出を目指してまいります。

フレンドリープラザにおいては、子供から高齢者まで幅広い年代層を対象に、芸術文化の鑑賞、参加の機会の提供や活動への支援を行うとともに、町立図書館と遅筆堂文庫を主体にした読書推進活動など、人をつなぎ、心を豊かにする文化振興の先導役を果たしてまいります。

本町の誇りである井上ひさし先生の業績を顕彰する「吉里吉里忌2021」を開催し、井上ファン及び川西ファンの拡大につながるよう、発信力の強化を図ってまいります。

また、心身ともに健やかで豊かな生活を送るために、スポーツの果たす役割は大変大きい

ものがあります。生涯スポーツの普及と支援に努め、町民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができる機会と環境の整備を図ってまいります。

人が集まるまちには、地域の資源が輝きを放っています。輝きを秘めた先人から受け継ぐ歴史的な遺産である指定文化財の保護を図るとともに、高齢化や人口減少の進行により、文化財等の滅失や散逸を防ぐための調査を進めてまいります。

手づくりから興したこまつ市、かわにし豆の展示会、そして、かわにし産業フェアの開催などは、潜在化していた地域にある資源を表舞台に引き上げてまいりました。こうした県内外での販売PRイベントへの出展を通し、地域に密着した流通体系の確立と販売力の強化等を図り、町内製品のブランド構築と情報発信に努めてまいります。

「楽しい」まちをつくる。

人と人との関係が豊かで安心して生活できるコミュニティが形成され、快適な生活が送れる環境づくりを進めることで、楽しい地域、楽しい生活のあるまちを目指してまいります。

地域を支える自立したコミュニティづくりについては、かわにし未来ビジョンのまちづくりのテーマに掲げる「協働そして共創へ」の具現化へ向け、自主・自立の地域づくりを推進する体制、支援を継続してまいります。

防災体制の充実については、令和元年の台風19号や昨年7月の豪雨災害など激甚化する自然災害を教訓に、発災時の対応力向上、実践的な行動の習熟に向け、自主防災組織並びに関係機関との連携を強化し、体制整備を図ってまいります。併せて、防災備蓄品や避難資機材の拡充を図るとともに、防災士等の育成支援に努めてまいります。さらに、消防団、置賜広域行政事務組合川西消防署との連携を密にし、町民の安全・安心を確保するため、消防施設、装備品等の充実を図ってまいります。

生活公共交通の確保については、生活交通として定着しているデマンド型乗り合い交通の運行を継続するとともに、JR米坂線及び山形鉄道フラワー長井線について、県と沿線市町が協調し、利用拡大と運行支援に取り組んでまいります。また、広域的な公共交通の在り方について、関係市町と課題を共有し、協議、研究してまいります。

防犯、交通安全の推進については、町民生活安全推進大会の開催を継続し、町民の防犯、安全に対する意識の啓発と活動の強化を図るとともに、各年代層に対応した交通安全を推進してまいります。

また、運転免許証自主返納支援事業を継続し、公共交通機関の利用券等を交付することで、高齢者等の自動車運転による事故の抑止を図ってまいります。

空き家対策については、昨年実施した空き家実態調査を基に、所有者の意向に基づいた情報の提供、指導等を徹底し、危険空き家の解消・発生防止に取り組んでまいります。

豊かな自然環境の保全については、第4次川西町環境基本計画に基づき、町民、事業者、行政が連携し、ごみ分別の徹底による減量化、資源化に加え、SDGs・ゼロカーボン等の新たな視点を取り入れ、再生可能エネルギーへの転換など、持続可能なまちづくりに向けた取組を進めるとともに、環境に対する意識向上を重点に、一人一人の行動に対する働きかけを行ってまいります。

森林整備については、森林環境譲与税を活用し、森林所有者の意向調査等に基づき、適切な森林経営管理が図られるよう取り組んでまいります。また、松枯れ被害木による二次被害防止や景観整備、町森林整備計画に基づく適正な保育、里山整備等を進め、森林の有する多面的機能の発揮を図ってまいります。

中心市街地の活性化については、中心市街地活性化アクションプランに基づき、中心市街地の活性化を担う人材の育成、まちづくり団体や商店会組織等の活動を支援してまいります。

この中心市街地に位置する旧役場庁舎跡地利活用については、小松地区交流センターを核とする地域振興拠点施設の整備に着手してまいります。

暮らしを支えるインフラの維持については、水道事業経営計画に基づき、老朽管の計画的な更新、費用の軽減対策、未収金対策を進め、経営の安定化を図ってまいります。

生活排水対策については、合併処理浄化槽設置の一層の推進を図るとともに、公共下水道及び農業集落排水事業の加入促進を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図ってまいります。

多様な住宅環境の整備については、住宅の質の向上、景気・雇用対策を踏まえ、県の制度と連携しながら、新築、住宅リフォーム及び耐震診断、耐震補強工事に対する支援、また、これまでの若者向け住宅支援制度と三世帯同居住宅支援制度を統合し、広く活用しやすい支援制度として実施してまいります。

幹線道路ネットワークの整備促進については、梨郷道路の供用開始年度が令和5年度中となったことから、一般国道287号米沢長井道路川西バイパス、米沢川西バイパスと併せて、より一層の整備促進に向け、関係市町、団体とともに、国や県に対し強く要望活動を行ってまいります。

生活道路等整備促進については、虚空蔵山西線整備に継続して取り組み、生活道路についても、機能維持のため舗装補修等を行ってまいります。

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に沿って継続して修繕整備に取り組んでまいります。

総合的な雪対策の充実については、道路除雪計画に基づき、冬期間の安全・安心な生活及び道路交通の確保を図るとともに、高齢者世帯への雪下ろしの支援など、雪国の暮らしを支えてまいります。

「挑戦する」まちをつくる。

住む人と事業所、行政等が一緒になって挑戦する機運や挑戦できる環境を醸成することで、暮らしの経済活動が活発に営まれ、地域の活気とにぎわいに満ちたまちづくりを目指してまいります。

戦略的農業経営の確立については、川西町農業振興マスタープランに基づき、関係機関との連携等により着実な展開を図ってまいります。

需要に応じた米生産については、米価安定のため、需要に応じた生産の目安をオール川西で推進するとともに、はえぬきやつや姫の生産振興はもとより、雪若丸の県販売戦略への確に対応してまいります。

園芸振興については、水田フル活用ビジョンに基づき、重点推進作物の積極的な生産振興を図るとともに、多品目化による6次産業化への発展を支援してまいります。

畜産については、米沢牛の主産地として地域内一貫体制を推進し、黒毛和牛の生産増頭に向けた取組を強化してまいります。

安全・安心な農畜産物の生産、販売については、国際水準GAP等の認証取得を積極的に推進するほか、有機農業の推進に向けた販売戦略の構築及び定着を目指してまいります。

担い手の確保・育成及び農用地の利用集積については、人・農地プランの協議を踏まえ、農地中間管理事業等を活用した中心経営体への面的集積を推進し、効率的な農業経営を目指すとともに、新規就農者への支援、集落営農組織、法人化への指導・助言も引き続き進めてまいります。

農地等の整備については、大塚西部地区の基盤整備事業の推進と併せ、上萩野地区及び川西東部地区の農業用施設の改修事業を実施し、農地の大区画化、用排水機能等の基盤整備により、生産効率の向上と経営基盤の強化を支援してまいります。

相互に連携する産業づくりについては、農業を基軸としながら商工業及び観光との連携による町民所得の向上と地域経済の活性化を目指してまいります。また、積極的に町内の事業者を訪問し、情報収集と国・県等の必要な情報の発信を行ってまいります。

商工業の振興については、商工会を通して、経営改革指導等への支援を継続するとともに、6次産業化の取組と連携しながら、商品開発や販路拡大の取組を支援してまいります。また、新型コロナウイルス感染症により事業活動に大きな影響を受けた町内事業者に対し、融資への利子及び保証料を支援してまいります。

多様な仕事を生み出す戦略づくりについては、県及び関係機関と連携を図りながら企業誘致を推進してまいります。さらに、創業支援事業計画に基づき、創業希望者、起業者へ支援してまいります。

第6次産業化については、実践者を拡大するため、かわにし森のマルシェと連携し、農産物の高付加価値化や販路拡大等への支援を行ってまいります。

雇用対策については、川西町雇用対策連絡会議の開催をはじめ、関係機関等と連携し、情報共有を図りながら安定した雇用機会の確保に取り組んでまいります。

ふれあいの丘機能充実については、川西ダリヤ園や置賜公園をはじめ、浴浴センター及びパークゴルフ場が連携を強め、ふれあいの丘一帯の機能を生かし、町民の福祉の向上と地域間の交流の拡大を図ってまいります。特に、川西ダリヤ園では、ダリア栽培の技術向上や新品種の開発に努めながら、ダリアの町として魅力を町内外に発信し、ブランド力の向上を目指してまいります。

広域的な観光資源活用と連携強化については、本年4月から9月にかけて、JR東日本による東北デスティネーションキャンペーンが展開されることから、町内地域資源の掘り起こしと磨き上げを行い、近隣自治体や観光施設等と連携を強化しながら、訪れる方に満足いただけるおもてなし、魅力の充実に努めてまいります。

町の情報発信については、より一層、見やすさ、読みやすさ、親しみやすさに配慮した町報の紙面づくりを行い、ユーチューブなどの新たなSNS活用を進めて発信力を強化してまいります。とりわけ観光情報については、公式ホームページ、SNSのほか、オンライン等のICTを積極的に活用し、効果的な情報発信に努めてまいります。また、町の認知度を高め、様々な交流の拡大を図るため、町が持つ地域資源の価値を再整理し、ブランド戦略を明確化していくための調査を行ってまいります。

効果的で効率的な行政運営づくりにおいては、公共施設等の在り方が大きく関わるものと認識しております。公共施設等総合管理計画に基づき、全庁的な推進体制の下、個別施設計画の進行管理を進めるとともに、人口減少化の本町における公共施設の在り方に係る中長期を見据えた戦略的な方針確立の議論を深めてまいります。

行財政改革の推進については、第2次経営改革プランに基づき、行政運営・職員改革、財政改革、住民サービス改革を柱に、多様化する町民ニーズに応えながら、職員にとっても健康で働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

併せて、情報の共有化や町民の参画をより一層進めるとともに、行政評価システムの継続的な運用を図ってまいります。

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大により延期とされた東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が7月に予定されています。大会に向けた聖火リレー等について、引き続き県及び県実行委員会、近隣市町と連携してまいります。

さらに、本町のホッケー場を会場に、7月に、第30回東北中学生ホッケー選手権大会、8月に、令和3年度国民体育大会東北ブロック大会、そして、10月には、令和3年度東北高等学校選抜ホッケー大会が開催されます。川西中学校並びに置賜農業高等学校から、本県代表として出場されるものと期待しており、選手の皆さんの健闘を心より願い、大会の円滑な運営を支援してまいります。

結びに。

本年3月11日は、東日本大震災の発災から10年の節目を迎えます。未曾有の大災害の記憶は、私たちの胸に鮮明に残っております。多くの被災者の皆さんは、つらい悲しみ、苦しみを乗り越え、懸命に復興に尽力されてこられました。本町へ避難された皆さんの多くは故郷へ戻られましたが、川西町に定住し、力強く歩まれている方々もおります。

この10年の歳月は、人々の気持ちを癒してきたものの、一瞬にして奪った尊い命、故郷喪失の傷は癒されることはないと思います。改めて犠牲になられた皆様のご冥福と、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

一方、この10年、大規模な自然災害が多発しています。台風の巨大化、暴風、集中豪雨、大雪と、度々、「経験したことのない」とたとえられる警報が発出されています。地球温暖化の影響とも言われ、今後ますます常態化することが危惧されております。

さらに、平成28年の熊本地震、令和元年の山形・新潟沖地震、そして、先月13日の福島沖地震と、日本列島は大きな揺れに度々見舞われました。「福島沖地震が東日本大震災の余震とみられる」との発表に驚きましたが、私たちは、様々な災害と隣り合わせに暮らしていることを改めて実感させられました。

度重なる災害を受け、国は、平成29年度に市町村役場機能緊急保全事業を創設しました。この事業を活用し、安全性を重視した川西町新庁舎が完成しました。4年という時限立法で

したので、大変困難な事業でしたが、議会議員の皆様、町民の皆様のご理解と工事関係者の尽力により、予定どおり竣工できたことに感謝を申し上げます。

新庁舎は、防災、復興の拠点として機能し、より一層、町民の安全・安心が向上するものと確認しております。また、国道287号川西バイパスの整備により、川西町のランドマークとして広域的に親しまれることを期待しております。

新型コロナウイルス感染症の発生により、社会はデジタル化に向け急速な変化が始まりました。テレワークはもとよりインターネット会議も浸透してきました。さらに、事務作業の自動処理など先進的な取組も始まりました。ポストコロナを見据え、今後の行政が果たすべき役割や住民サービスの在り方について研究検討を進めてまいります。

以上、町政全般にわたり、議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、施政方針とします。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどといたします。

(午前11時39分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議第18号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第 5号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第12号）

◎議第 6号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）

◎議第 7号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

◎議第 8号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

◎議第 9号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

◎議第10号 令和3年度川西町一般会計予算

◎議第11号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計予算

◎議第12号 令和3年度川西町下水道事業特別会計予算

◎議第13号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計予算

◎議第14号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計予算

◎議第15号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計予算

◎議第16号 令和3年度川西町水道事業会計予算

○議長 日程第12、議第18号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第24、議第16号 令和3年度川西町水道事業会計予算までの13議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第18号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を定めるため提案するものであります。

内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第18号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月3日付提出、町長名でございます。

それでは、改正の内容につきましては、別紙の概要書に基づきご説明申し上げますので、ご覧願ひます。

1の改正の趣旨でございます。

川西町高齢者保健福祉計画（第9次）及び川西町介護保険事業計画（第8期）の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

2の改正の内容でございます。

65歳以上の第1号被保険者の保険料の適用年度につきましては、現在、平成30年度から令和2年度までと定めておりますが、それを、令和3年度から令和5年度までの3年間に変更するものであります。

これによりまして、保険料につきましては、現在と同額とするものであります。

3、施行期日等でございます。

(1) としまして、令和3年4月1日から施行するものであります。

(2) としまして、改正後の川西町介護保険条例の規定は、令和3年度以降の年度分に係る保険料率について適用し、令和2年度までの保険料率については、なお従前の例によるものであります。

なお、参考としまして、条例改正後も同額となります第1号被保険者の保険料率を載せておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第5号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第12号）をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,479万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億3,448万5,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、針生未来づくり課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、私からご説明を申し上げます。

議第5号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度川西町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正は、今、町長が申し上げたとおりでございます。

繰越明許費でございますが、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正でございます。

第3条、地方債の追加・変更は、第3表地方債補正による。

令和3年3月3日提出、町長名でございます。

この本文の3ページ、お開き願います。

第2表繰越明許費について、まずご説明申し上げます。

2款総務費の1項総務管理費並びに同じく総務費の3項戸籍住民基本台帳費につきましては、それぞれシステムに関する繰越しをさせていただきまして、

3款民生費、社会福祉費の障がい介護給付費等事業は、給付費の繰越しをさせていただきたいというものでございます。

6款農林水産業費、農業費、担い手確保・経営強化支援事業、これは、本12号補正の中に計上しているものでございますが、農業機械の事業のほうを繰越しさせていただきたいものでございます。

その下段のため池緊急防災体制整備促進事業、二井町地内水路整備事業については、それぞれ事業の繰越しをさせていただきまして、

7款商工費、商工費でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業、これにつきましては2,000万でございますが、これにつきましては、本補正に計上しているものでございます。後ほど、内容を説明させていただきたいと思っております。

8款土木費、道路橋梁費、菊田桧線道路改良工事の関係につきましては、繰越しをさせていただきたいものでございます。

10款教育費、小学校費の小学校施設空調設備整備事業でございますが、小学校におけるエアコン等の空調設備工事、進めてまいりましたが、玉庭小学校、小松小学校につきましては、冬期間に入りまして、外回りの工事ができなくなったということから、翌年への繰越しをお願いするものでございます。

続いて、同じく小学校費、学校保健特別対策事業並びにその下の中学校費、学校保健特別対策事業につきましては、本補正予算に計上しているものでございまして、コロナ感染症対策に関わるものでございますが、繰越しをさせていただきたいものでございます。

社会教育費、川西町交流館整備事業でございますが、これも本補正予算に計上させていただいているものでございまして、コロナ感染症対策に関わるものでございます。繰越しをお願いしたい内容でございます。

11款災害復旧費の以下3事業につきましては、冬期間の事業になりましたので、これについては、それぞれ翌年度への繰越しをさせていただきたい内容でございます。

続きまして、その次のページ、お開き願いたいと思っております。

第3表地方債の補正でございます。

まず1点目、追加でございます。

減収補填債、これにつきましては、地方譲与税等の減収分を補うための起債でございます。

限度額を3,075万4,000円と設定させていただくものでございます。

続きまして、変更でございます。

公共事業債、補正前、限度額4,850万円を1,000万円増額し、5,850万円とするものでございます。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業1,690万円に2,330万円を増額し、4,020万円とするものでございます。

災害復旧事業5,270万円に100万円増額し、5,370万円とするものでございます。

地方道路等整備事業1,300万円から30万円を減じ、1,270万円とするものでございます。

緊急浚渫推進事業170万円に120万円を増額し、290万円とするものでございます。

過疎対策事業 5億2,270万円から1,720万円を減じ、5億550万円とするものでございます。

先ほどの追加の減収補填債を含めまして、以上によりまして、4,775万4,000円を増額し、26億5,055万8,000円とするものでございます。

以上が地方債の補正の内容でございます。

変更については、財源の更正、こちらを目的としたものでございます。

続きまして、本日、説明資料を3点ご準備いたしました。

まず、縦型の、通常お示しをしております補正予算の性質別区分による説明書でございます。こちらと、今回、先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業も今回の補正に一部含まれている関係から、そのものを、その事業を抜き出して再掲したものを、横版で補足説明資料として準備をさせていただきました。そして、今回新たに、新型コロナウイルス感染症対策に関わる国からの地方創生臨時交付金、これまで活用させていただいておりますが、この執行状況を併せて補足として説明させていただくために、縦型の説明資料のほうも準備をさせていただきました。

まず、本補正予算の事業を説明するに当たりまして、まず、新型コロナウイルスに関わる事業、8事業のほうをお示ししたいと思います。

横版の令和2年度補足説明資料、川西町一般会計補正予算（第12号）の補足説明資料、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。

今回、新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業も補正をお願いしたいものでございまして、1つは、デマンド型乗合交通事業でございます、47万6,000円。

2つ目は、公共交通対策事業54万3,000円でございます。

3番、浴浴センター管理運営事業500万円。

そして、次のページに入りますが、4つ目としまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業2,000万円。

5、放課後事業クラブ運営事業でございますが417万8,000円。

6番、学校保健特別対策事業、まず小学校費でございますが486万6,000円。

7としまして、中学校に関わるものが122万1,000円でございます。

そして、8、川西町交流館整備事業4,607万3,000円。

以上の事業につきまして、合計8,235万7,000円については、新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業でございます。

これを含む歳出並びに歳入についてご説明申し上げます。

性質別に区分いたしました概要書のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、1、歳出でございます。

こちらのほうに、今、申し上げた8つの事業も含まれておりますので、その点も申し上げながら主な点について説明させていただきます。

1、人件費でございます。補正額は1万円。経済センサス事業に関わる人件費、時間外手当でございます、1万円の増。

2、補助費等でございます。補正額1億2,659万2,000円でございます。

ここに、1つ目の公共交通対策事業、負担金等とございますが、ここに先ほどの新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業が入っております。54万3,000円、これにつきましては、株式会社山形鉄道に対するコロナ対策支援としての47万。もう一つは、山交バスに関する小松・米沢間の路線への支援、これについて7万3,000円が含まれ、54万3,000円を計上しているものでございます。

その下、1つおいて、教育・保育施設給付事業、返還金、これにつきましては4,187万9,000円の増、計上しておりますが、令和元年度分の確定による返還金が生じたものでございます。

続いて、その下、広域病院運営事業、一部事務組合負担金6,430万8,000円、これについては、歳入でも触れますが、病院企業団に関わる特別交付税の分、そして、それに加えて、県を含む構成団体の負担金の増が含まれております。

続いて、1つ飛んで、産地生産基盤パワーアップ事業、返還金58万円でございますが、平成29年度に取り組んだ事業の返還金でございます。成果について未達ということから、返還が生じたものでございます。

その下、鳥獣被害防止対策事業、負担金29万2,000円を計上しておりますが、鳥獣の駆除数の増に伴う対策協議会への負担金の増を見込んでおります。

続いて、その下、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、補助金でございますが、2,000万円。こちらについては、新たに、30%のプレミアム付商品券の発行事業を川西町商工会のほうで取り組むことに伴い、その補助金を計上したものでございます。

続いて、3の物件費でございます。1,883万3,000円。

1つ目の放課後児童クラブ運営事業、委託料の増として417万8,000円を見込んでございます。新型コロナウイルス感染症対策に関わる感染拡大防止等の事業に対して、町が3分の1の負担で事業を行うものでございます。

続いて、その下、地域子育て支援事業、消耗品でございますが5,000円。吉島地区更正保護女性会様からの寄附金を頂戴いたしました関係で、こちらのほうを地域子育て支援事業のほうに充てさせていただくものでございます。

続いて、1つにおいて、浴浴センター管理運営事業、委託料500万円。これにつきましては、コロナ対策に関わりまして、昨年、令和2年4月からの緊急事態宣言発出からおおよそ2か月間にわたる休業を、浴浴センター、余儀なくされたわけでございますが、それに伴い、協定に伴いまして委託料の増額を行うものでございます。

続きまして、冬期交通確保事業、除雪機械消耗品160万円の増。これは、除雪機械に関する機具等の購入費用でございます。

その下、学校保健特別対策事業（小学校、中学校）に関わっては、学校活動継続支援としまして、コロナ感染拡大対策等に関わる経費を計上したものでございます。

続いて、4番、維持補修費でございますが、4,543万1,000円。3段目の冬期交通確保事業、除雪費につきまして4,500万円。現在の執行状況等を勘案して、4,500万円の増額補正をお願いするものでございます。

5番、扶助費500万円。災害救助、災害弔慰金で500万円でございますが、このたびの今冬の雪害により、お二人の犠牲者が出られたわけでございますが、その方々への弔慰金でございます。

6番、普通建設事業費205万4,000円。これについては、担い手確保・経営強化支援事業、農業機械整備で409万4,000円、そして、合併処理浄化槽設置整備事業、補助金の減額によるものでございます。

7番、普通建設事業（単独）は4,607万3,000円。これにつきましては、新型コロナウイルス感

染対策といたしまして、川西町交流館整備事業の工事費等でございますが、川西町交流館あいぱるにつきましては、指定避難所として、今回、その他の避難所等は、換気設備等を先行して整備を図ってきたところでございますが、交流館あいぱるについては、後に送ってきた経過がございます。優先順位もございまして後に送ってきた経過がございますが、このたびのワクチン接種の集団接種会場として予定されている施設とするために改めまして、玄関スロープやトイレの一部改修、そして、換気を伴う空調設備の整備等を行うものでございます。

8番、普通建設事業費（県負担）、ため池以下3点につきましては、国の3次補正に絡みまして、それぞれ負担金が生ずるものでございます。1,490万円の計上でございます。

9番、繰出金509万6,000円。それぞれ特別会計への繰出しでございます。

併せまして、歳出の合計でございますが、2億6,479万9,000円でございます。

裏面、歳入についても、主な点だけ申し上げたいと思います。

1番、地方交付税6,200万。これは、置賜病院企業団特別交付税の増額でございます。

2、国庫支出金1,467万2,000円。これについては、子ども・子育て支援事業交付金139万2,000円。これは、放課後児童クラブ運営事業のほうに充てさせていただくものでございます。社会資本整備総合交付金1,112万2,000円については、このたび、この冬の豪雪によりまして、国から改めてこの交付金の増額が示されました。それを見込むものでございます。

3の県支出金568万1,000円でございますが、放課後児童健全育成事業費等県補助金139万2,000円。これは、今、申し上げた放課後児童クラブの、今度は県負担分でございます。浄化槽整備促進事業費県補助金204万円の減、これは合併浄化槽県補助金の確定によるものでございます。

4番、寄附金に移ります。5,000円。これは、吉島地区更生保護女性会様からの寄附を頂戴したものでございます。

5番、繰入金1億3,180万8,000円。財政調整基金からの繰入金を1億3,133万9,000円見込むものでございます。また、起業支援基金繰入金46万9,000円は、女性農業者支援事業へ充てさせていただくものでございます。

6、諸収入でございますが187万9,000円。除雪費の負担金は、置賜病院企業団等からの除雪費に関わる負担金でございます。

その下の市町村振興共同事業等助成金30万円の減については、県単道路整備事業の財源更正でございます。

その下、返還金の57万9,000円については、先ほど歳出で申しあげました産地生産基盤パ

ワーアップ事業の返還に伴いまして、残存価格を要綱等により算出したものでございます。端数の関係で、歳入としては57万9,000円を見込ませていただいております。

7番、町債については4,875万4,000円。これにつきましては、国の第3次補正に絡む負担金の増、あるいは、財源更正に伴うものに対する増減の補正でございます。

最後の段に、減収補填債3,075万4,000円計上してございますが、これは、先ほど申し上げましたように、地方譲与税交付金等の減収に伴う起債でございます。

これに伴って、歳入合計が2億6,479万9,000円でございます。

補正後の財政調整基金残高は1億5,339万1,000円となりまして、令和2年度標準財政規模に比較いたしまして、2.3%ということになります。

以上が、今回の12号補正の内容ではございますが、併せまして、申し上げましたとおり、もう一つの説明資料、主なところを申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策に関わる国からの臨時交付金の執行状況等についてでございます。

今回、8つの事業を、12号補正の中でコロナ対策として改めて計上をさせていただいております。その関係で、この臨時交付金の執行状況のほうを、関連いたしますのでご説明申し上げます。

臨時交付金につきましては、1番にございますとおり、これまで、国から1次、2次にわたりまして、交付金の内示並びに交付決定を頂戴しているところでございます。合わせて4億6,517万2,000円、本町のほうへの配分が示されております。

この中には、米印、欄外にございますとおり、国の特別定額給付金、1人10万円、そして、子育て世帯への臨時特別給付金、児童1人1万円という事業もございましたが、これについては臨時交付金には含んでございません。それ以外のものでございます。

その財源を活用させていただいて、これまで補正予算等を組ませていただいて、可決、執行をさせていただいたものが、2番の(1)臨時交付金を財源として予算措置済みの事業一覧でございます。

これが、3ページの58番の事業まで、臨時交付金を財源として予算措置をさせていただき、それぞれ執行を進めさせていただいているところでございます。

この段階までにおいて、コロナの交付金の執行状況が3ページの欄外にございます。

これまで、コロナ交付金として内示、交付決定いただいたものが4億6,517万2,000円でございます。それに対しまして、実際に執行見込みと照らし合わせますと、3億7,684万

2,000円ほどの執行見込みとなっております。

したがって、現在のところのコロナ交付金の充当状況といたしましては約8,800万円ほど、コロナの交付金の、いわゆる充当されていない部分がございます。その取扱いについて、4ページのほうをご覧いただきたいと思います。

まず、上段の(2)でございますが、既に、補正予算はご可決いただきまして執行はしておりますが、その補正予算自体の財源といたしましては、一般財源で措置させていただいているコロナに関わる事業でございます。それが、(2)でございます。

一般財源としてございますのが、(A)とありますが、2,098万円の一般財源をここに充てさせていただき、可決いただき進めている内容でございます。

そして、3番、その下の欄、今回、第12号補正といたしまして、新たに事業を計上させていただいた内容でございます。それが、63番から69番までの事業として計上をさせていただいております。こちらのほうに一般財源として見込んでおりますのは7,650万円、(B)でございます。

このAとBというものが、現在のところ、見込みも含めましてですが、一般財源で措置をさせていただきたい内容でございますが、これについては、先ほど申し上げたコロナ臨時交付金のまだ充当されていない分、8,800万円のほうを充当させていただく予定とさせていただきたいと思います。簡単に申し上げますと、財源更正をさせていただきたいと思います。ただ、この財源更正につきましては、今、申し上げた事業自体は、国の実施計画に、今、提出をさせていただいておりますが、その承認、交付決定をいただいた後ということで考えてございます。

その結果、最後の4番のところ、4ページの一番最後の欄になりますが、財源更正後の見込みということになりますけれども、これにつきまして申し上げますと、今現在、コロナの交付金については4億6,517万2,000円、4の一番最後の段でございますが、一番右側に、その交付金の金額がございます。その隣、一般財源としましては、その場合になりますが、一般財源として見込むものとしては、915万円ほどを一般財源として措置するということとなります。

このような考え方をもち、今、進めてございますので、今回の12号補正については、そのような考え方も含みましてご説明とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第6号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,783万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,897万8,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 命によりまして、私よりご説明いたします。

議第6号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,783万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,897万8,000円とする。

令和3年3月3日提出、町長名でございます。

別にお配りしております概要書によって説明させていただきます。

まずは、歳出であります。

第1款総務費20万2,000円、これにつきましては、システム改修委託料等でございます。

第2款保険給付費5,763万3,000円、これにつきましては、療養給付費、現年度分4,675万6,000円と高額療養費1,087万7,000円でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金と第6款保健事業費につきましては、財源更正でございます。

合計5,783万5,000円です。

続きまして、歳入です。

第3款県支出金5,632万9,000円、普通交付金5,763万3,000円、これにつきましては、歳出の保険給付費相当分でございます。特別交付金（保険者努力支援分）135万4,000円、特別交付金（特定保健審査等負担金）150万8,000円の減です。これにつきましては、交付金の確定

見込みでございます。

社会保障・税番号制度システム整備費県補助金115万円の減です。これにつきましては、その下の第8款国庫支出金への科目更正になります。

第5款繰入金45万7,000円の減です。これにつきましては、一般会計繰入金の減に伴うものでございます。

第8款国庫支出金196万3,000円、災害等臨時特例補助金81万3,000円と社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金の115万につきましては、科目更正の分でございます。

合計5,783万5,000円となります。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第7号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第4号）をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,914万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,273万7,000円とするものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 私から、議第7号についてご説明を申し上げます。

議第7号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,914万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,273万7,000円とするものでございます。

地方債の補正。

第2条でございます。地方債の変更は、別紙、第2表地方債の補正によるものでございます。

本日付、町長名でございます。

本書の3ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表地方債の補正でございます。

起債の目的でございますが、公共下水道整備事業債。

補正前が4,310万円、490万を減じまして3,820万円とするものでございます。

次いで、公営企業会計適用債。

補正前1,570万円から100万を減じまして1,470万とするものでございます。

皆様にお配りしております概要書にてご説明を申し上げます。

1の歳出でございます。

第1款総務費899万9,000円の減でございます。

主な内容でございますが、委託料99万9,000円の減でございます。これにつきましては、会計移行支援業務の確定によるものでございます。公課費800万円の減でございますが、これにつきましては、消費税の確定による減額でございます。

第2款公共下水道事業費5,014万8,000円の減でございます。委託料281万円の減、これにつきましては、梨郷道路関連の積算業務の減によるものでございます。

工事請負費4,524万6,000円の減でございます。これにつきましては、梨郷道路関連の補償工事が、令和3年度以降に先送りになったということでの減額でございます。

次いで、負担金、補助及び交付金でございます。209万2,000円の減でございます。これにつきましては、11の建設負担金の確定による減額でございます。

歳出合計5,914万7,000円の減となるものでございます。

2番の歳入でございます。

第1款分担金及び負担金4万6,000円の増であります。これは、新たに1件の加入者がありまして、その方から受益者負担金を頂戴したものでございます。

第5款繰入金237万1,000円の増、一般会計からの繰入金でございます。

第7款諸収入、雑入でございます。5,566万4,000円の減でございます。これにつきましては、梨郷道路の補償料、補償工事の減によります。令和3年度以降に先送りになったわけでございますが、その分の減ということでございます。

第8款町債でございますが、590万の減、これにつきましては、流域下水道建設負担金の減による590万円の減でございます。

歳入合計5,914万7,000円の減となったところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第8号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を提案申し上

げます。

令和2年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,448万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,030万4,000円とするものであります。

内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第8号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

令和2年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正額につきましては、先ほど町長からの説明のとおりであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

令和3年3月3日付提出、町長名でございます。

それでは、補正の内容につきまして、別紙の概要書によりご説明申し上げますので、ご覧願ひます。

初めに、1番、歳出でございます。

第2款保険給付費で2,488万円の増額であります。給付費につきましては、昨年10月以降における施設入所者の増加等に伴いまして、増額をお願いするものであります。

続いて、2、歳入でございます。

第3款国庫支出金で563万8,000円の増額であります。主な内容としましては、介護給付費国庫負担金で407万4,000円、調整交付金で156万4,000円の増額であります。なお、国庫支出金をはじめとする歳入の増額につきましては、全て歳出における保険給付費の増額に伴うものであります。

第4款県支出金で388万円の増額であります。全額が、介護給付費県負担金であります。

続いて、第5款支払基金交付金で661万1,000円の増額であります。全額が、介護給付費交

付金であり、第2号被保険者の保険料について交付を受けるものであります。

第7款繰入金で835万1,000円の増額であります。主な内容としましては、一般会計繰入金で306万円の増額、介護給付費準備基金繰入金で529万1,000円の増額であります。なお、補正後の基金残高は、1億5,998万7,000円となります。

歳入合計では、歳出と同額の2,448万円の増額となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第9号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,108万1,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 命によりまして、私からご説明いたします。

議第9号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,108万1,000円とするものであります。

令和3年3月3日提出、町長名です。

別にお配りしております概要書によってご説明いたします。

1、歳出であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金93万2,000円の増でございます。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定によるものでございます。

歳入。

第4款繰入金93万2,000円、これは、保険基盤安定繰入金の額の確定でございます。

歳入歳出同額であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第10号 令和3年度川西町一般会計予算、議第11号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第12号 令和3年度川西町下水道事業特別会計予算、議第13号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第14号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第15号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第16号 令和3年度川西町水道事業会計予算、以上、令和3年度の7会計予算を一括して上程し、議員各位のご審議を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、各予算の概要について、山口副町長に説明をさせます。

○議長 山口副町長。

○副町長 それでは、命によりまして、議第10号 令和3年度川西町一般会計予算から議第16号 令和3年度川西町水道事業会計予算までの7議案について、お配りしております一般会計・特別会計予算案の概要によりご説明申し上げます。

なお、予算額等につきましては、細部にわたる説明を省略させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

(副町長、予算案の概要説明)

○議長 一括議題としました13議案の説明が終了しました。

なお、一括議題の総括質疑並びに委員会付託の採決につきましては、議事日程の都合上、明後日、3月5日の本会議で行います。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時25分といたします。

(午後 2時09分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時25分)

◎発議第3号 誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議について

○議長 日程第25、発議第3号 誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 それでは、発議第3号を私のほうからご説明申し上げます。

発議第3号 誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年3月3日提出。

提出者並びに賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

1枚お開きいただきまして、朗読の上、提案いたします。

誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議(案)。

現在、新型コロナウイルス感染症は、全国的に急速な感染拡大が進んでおり、山形県においても昨年11月から感染者が急増しています。その中であって、町民の皆さまは、感染拡大の防止に細心の注意を払いながら、社会経済活動の両立に向け、懸命に取り組んでいます。

こうした状況の下、全国各地で感染者やその家族、学校や勤務先等に対しSNS等の媒体による匿名での心ない誹謗中傷や、間違った情報の拡散、感染症に対する不安や恐れから感染者や感染経路を詮索する事例などが発生していることは憂慮すべきことです。

これらの行為は、偏見による不当な差別であり、人権擁護の観点からも看過できません。また、コロナ禍を契機として、川西町民が永い間培ってきた「思いやり」や「やさしさ」という美しい文化を失ってしまうことは、大きな損失であり、何としても防がなければなりません。

新型コロナウイルスは、気づかぬうちに誰もが感染する可能性があります。今、私たちが行うべきことは、感染防止策の徹底であって感染者を誹謗中傷することではありません。医療・福祉従事者をはじめ多くの方々が困難な状況の中で頑張っています。今こそ、私たち一人ひとりが、共に支え合うことが何よりも大切なことです。

よって、川西町議会は、誹謗中傷の根絶を目指すとともに、コロナ禍の諸課題に真摯に取り組んでまいりますので、町民の皆さまにおかれましても、共に支え合いながら、この困難

を乗り越えてまいりましょう。

以上、決議する。

令和3年3月3日、川西町議会でございます。

趣旨賛同の上、ご可決いただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上、提案といたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 この内容については、私、過日の全協で、ちょっと所用があつて、病院のほうの予約ということですが、失礼をし、はまっておりますが、この内容は、議運の委員長というよりも、取りまとめは議会運営委員会で作られたというふうに承知をしております。議運の委員長という肩書とともに、橋本議員としての、いわゆる提案の趣旨説明というふうに理解をいたします。

この間、申し上げられなかった分を申し上げたいと思います、若干。前段申し上げましたとおり、大変これは、時宜を得た内容だと思います。

ただ、議運で取りまとめということで、これは大変ご苦労さまというふうに申し上げたいわけですが、こういうものこそ、議長、こういうものこそ、私は、会派というものがございますね。なかなか会派というのは何だかという、議長になるときとか副議長になるときなんてばかり利用するんですね。

そうでなくて、こういうものを、なるほど、議員で一生懸命やっているんだなということで、知らせるという方法としては、この内容は同じだったにせよ、議長、私は、研究すべきものがあつたのではないかなど。私、意見を申し上げる機会がなかなかあつたものですから、私はそのように思うんです。今、会派、会の会長は神村さんでしょう。私の十四郷クラブの会長は島貫議員ですよ。もう一つあるのかな、3つ、4つ、あるんだよね。

そういう中で、私は、今、橋本議員が趣旨を説明されましたが、これはこれで別に問題はありませんけれども、私の考え方から言えば、やっぱり会派というものを正式に届けをして、それを可としているわけですからね、議長。いわゆる、お互いの信頼関係ですよ、これ。地方自治法とか憲法に抵触するものでないけれども、でしょう。正式に届けをして正式に認められた組織があるとすれば、これこそ、こういうときこそ、私は、会派というものの代表者が名前を出されて、理解を深めていく。そして、また、有権者、町民に知らせるという。議会のそういう意思を見せていくということだけ、あると思うんですが、ちょっとお答えい

ただきたい、どなたが答えるのか分かりませんが。

ですから、そういうことからいうと、私は、これは神村建二議員が説明されれば、一番きれいだなというように思うんです。それは思いつかなかったかな、ね。さっき申し上げたこと言えませんけれども、何かごちゃごちゃと集まるときだけ、やんばいに、いらっしゃい、いらっしゃいなんて、これではね。

それと、もう一つちょっと厳しく言いますが、私、今回の議長選でちょっと申入書を出しているんですけども、後日あると思いますが、議会運営委員会というのは信用できませんよ、これ、不穏等の発言だと思います。申合せを決めておきながら、以下同文です。そういう中で川西町のなんて言われても、何か橋本議員の、議運の委員長という肩書も背負ってご提案されているとすれば、非常に口寂しいというか、何か違和感がありますよね。

内容は賛成ですよ。ただ、今言ったようなこと、どうかという、今後のためにもです、議長。新議長に、あなたなられたようですから。誰が答弁されるかですけども、私はそういうように思いますが、一つの考え方として、どう思われます。

○議長 議会運営委員会委員長、橋本欣一君。

○議会運営委員長 このたびの件につきましては、議会運営委員会に諮りまして、全員一致で提案させていただいた経緯でございますので、ご賛同賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 だから、あなたね、何遍も言っているんだけど、あと間もなく数か月で議運の委員長終わるからいいんだけど、あなたね、そういう4期、5期されて、議会運営委員会というものを、私、ちょっと途中休みますけれども、議会運営委員会とはというものをちょっと履き違えていらっしゃる。こうおっしゃるんだよね、その前の方々の、そういうものが染み込んでいっているから。

だけど、元に戻ります、議長。一つの話なんです。今みたいな答弁ではでしょう、何言っているんですか。そういう考え方もあるというような、いわゆる俗に言う、何ですか、今はやりの言葉何だっけ、何だっけ、分かるというの何だっけ、歩み寄るでねえ、何て言うんだ。今はやりの言葉分かんね。そういうことも微塵も感じられないという、そんな方が提案の説明では。何言っているんですか、議運で決めましたからって。

だから、信用のできない議会運営委員会の委員長が、事実ですから、説明しますよ。何回も言わせないでください。今の議長、思いやりのない、そんな強弁で、何がってやつ。この

内容は賛成しますよ。しかし、その思いです、これ、形にないわけですから、この内容。お互いの思いやり、そして、歩み寄りといいますか、理解をし合うという、それで議事が成り立つわけでしょう。あなたの名前で出すんですよ、あなたが最終的に判こを押すんですよ、我々の代表だけれども。

今みたいな答弁を、議長、私は許せませんよ。議会運営委員会で決まったからご理解という、そんな私は答弁を求めているんでないんですよ。誹謗中傷の基本的な基本でしょう。お互いに思いやりという、理解をし合うという、そして、弱者にですよ、歩み寄り、何だっけかな、何かあるんだよな、そういうことです。

2回目、もう一回言いますよ。もう取りあえず、議長、この提案者の説明でなくて、あなたから聞きたい、あなたの名前で行くんだから。橋本議員のお話はいらぬ。よろしく願いします。

○議長 私から申し上げます。

今、高橋輝行議員のほうから提案、ご助言等がありましたことを十分加味しながら、これから運営に当たっていきたいと思います。よろしく願いします。

高橋輝行議員。

○11番 議長、ありがとうございます。

そういう議長、名回答です。そういうお話なら私は理解をします。

今後の、お互いの協調をしていくというこの姿については、どうかひとつ、議長、決められる、リードしていただきたいというように申し上げたいと思います。

橋本議員のようなやり方では駄目ですよ、全くもって迷惑。我々、呉越同舟というのは泥舟に、橋本さんの泥船に乗って我々やっつけられないです。声が大きいだけです。議長、よろしく頼みますよ、お約束いただいたものとして。

この内容については大賛成であります。ちょっとクレームというか注文をつけるとするならば、もう少し早くてもよかったんじゃないかという感じもしますが、どうか進めていただきたい。

以上であります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願の付託

○議長 日程第26、請願の付託を行います。

今回、受理いたしました請願は2件であります。

請願第1号 川西町中心市街地活性化についての請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員井上晃一君。

1番井上晃一君。

○1番 1番井上です。

請願書。

川西町中心市街地活性化についての請願。

紹介議員は記載のとおりであります。

令和3年2月19日。

請願者、川西町大字上小松1736-2、川西町中心市街地活性化プロジェクト委員長、川西町商工会 会長 寒河江輝文。電話番号、記載のとおりであります。

川西議長宛てであります。

川西町中心市街地活性化についての請願。

請願の趣旨。

役場移転に伴い、空洞化が懸念される「川西町中心市街地」活性化に向けて、川西町は、川西町中心市街地活性化プロジェクト委員会と協働・連携し、以下の4つの課題の解決を早急にご推進くださるよう、請願します。

①羽前小松駅前並びに周辺市街地整備。

②役場移転に伴う跡地の利活用と中心市街地活性化。

③羽前小松駅から県立置賜農業高等学校までの県道8号線沿線整備。

④県立置賜農業高校の魅力化プロジェクト具現化と単独高校存続への支援。

請願の理由。

羽前小松駅西側、現町役場周辺は「川西町中心市街地の顔」です。特に駅前は、人々の交流の場・出会いの場・学生が楽しむ場・懐かしい思い出の場・旅人の癒しの場、そしてその町の情報収集の場でもあります。

しかし、ここ数年の間に中心市街地では、人口の減少・高齢化・商業部門においては廃業等が進み、空き店舗や空き家、そして更地が目立っている状況となっています。

川西町商工会をはじめ、地域団体・地域住民が「川西町中心市街地活性化プロジェクト」を立ち上げました。そして1年間に10回以上の会議を重ね、事業報告書をまとめました。

報告書の内容は各方面の意見を反映したものであり、それぞれの団体の特性を最大限発揮できる役割を分担しながら、連携して4つの課題について一体的に取り組んでいく必要があります。

については、行政に担って頂かなくてはならない役割も大きく、課題解決に向けてご理解とご支援をお願いするものです。

参考資料として、別紙の川西町中心市街地活性化プロジェクト事業報告書（提案書）及び中心市街地に関するアンケート調査・集計結果（別冊）と、あともう一部、新聞記事であります。山形新聞1月30日の、庄内町にミニホテルという記事のほうに記載されています。こういったような方式を取れないかということで、一応参考資料として添付させていただきました。

審査のほうよろしくお願ひいたします。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

請願第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員吉村 徹君。

5番吉村 徹君。

○5番 5番吉村です。

請願いたします。

「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願。

請願者は、山形市葉師町2-6-15、教育文化センター内、少人数学級をすすめる県民の会、世話人代表は以上の連名の方でございます。

請願の趣旨をご奉読いたします。

「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願。
請願趣旨。

コロナ禍の中で、子どもも学校も多くの不安と心配を抱えています。

今、新型コロナウイルス感染防止対策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要です。しかし、40人学級（小1のみ35人）の教室では子どもたちの身体的距離がとれず、「密集状態」となっています。これを避けるためには30人学級を早急に実現し20人学級を展望する必要があります。もともと学校は一人一人の子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは少人数学級実現の要望が強く出されています。

全国知事会・全国市長会・全国町村会は連名で「少人数編成を可能とする教員の確保」を政府に要望しています。1月26日、中央教育審議会は、コロナ感染拡大を踏まえ、少人数学級編成を可能とするなど、指導体制や必要な施設・設備の計画的な整備を図ることを盛り込んだ答申を行いました。教育再生実行会議では委員から「できれば20人程度、少なくとも30人未満の少人数学級の早期実現を目標とすべき」との資料が提出されています。自民党教育再生実行本部も1クラス30人以下の少人数学級の実現に向け政府に義務教育標準法の改正を求める決議を採択し、文科大臣に要請しています。さらに、世界に目を向ければ、多くの先進国で30人以下の学級編成が標準となっており、実際の学級規模としては平均20人程度となっています。

30人学級の早期実現、その後すみやかに20人程度の学級への移行を求めた、研究者有志の全国署名は22万を数え、山形県でも1万筆を超えています。コロナ禍の中で30人以下学級早期実現は、国民の切実な願いになっています。

そんな中で示された2021年度政府予算案は、小学校を5年計画で35人学級を実現するというものです。学級規模の引き下げは40年ぶりのことであり、一人一人に応じたきめ細かい指導をさらに充実させることにつながる大きな前進です。

しかし、コロナ感染症の収束が見通せない現在、少人数学級を推進してきた山形県「さんさんプラン」（33人学級）よりも多い35人学級を、小学校だけ、しかも5年もかけてというのではあまりにも不十分です。前年度マイナスになっている文教関係予算を増額し、30人学級実現に向けて踏み出すことが、教育関係者のみならず国民の強い願いになっています。こうした状況を踏まえて、国に対して貴議会として意見書を提出していただくようお願いいたします。

請願事項。

新型コロナウイルス感染防止対策として学校の教室が密集状態になることを避けるともに、ゆきとどいた教育を進めるためにも30人学級実現は喫緊の課題です。国が必要な措置をすみやかにとり、早期に30人学級を実現するよう国に対して意見書を提出してください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定しました全日程を終了しました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 2時49分)